

令和8年度大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し住宅取得費用又は住宅賃借費用及び引越費用を支援し、もって少子化対策を推進するために交付する大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 前年度受給世帯 前年度に令和7年度大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金交付要綱（令和7年3月31日決裁。以下「前年度要綱」という。）に基づき、補助金の交付決定を受けた世帯（受給実績のない場合も含む。）をいう。
- (3) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であつて、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。
 - ア ライフデザイン支援に関するもの
 - イ プレコンセプションケアに関するもの
 - ウ 妊娠又は出産に関する相談
 - エ 家事又は育児の分担に関するもの
- (4) 住宅取得費用 婚姻に伴い住居を取得する際に要した費用のうち、住宅（建物に限る。）の購入費をいう。ただし、婚姻日より前に婚姻を機として当該住宅を取得した場合は、その取得日が婚姻日から1年以内でなければならない。
- (5) 住宅賃借費用 婚姻に伴い住居を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先等から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。
- (6) 引越費用 婚姻に伴う引越（令和9年3月31日までの間に行われたものに限る。）に要する費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。
- (7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、当該住宅取得費用、住宅賃借費用又は引越費用に係る市内の住居の住所となっていること。
- (2) 婚姻日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること。
- (3) 申請日における直近の課税（所得）証明書から確認できる夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、課税（所得）証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（課税（所得）証明書と同期間の返済額をいう。）を控除した額を世帯所得とする。

- (4) 夫婦の双方が、講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関するものについては、その内容や参加対象者を踏まえ、市長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講等をもって要件を満たすものとする。なお、自治体側の事情により講座等の準備が間に合わない場合や、申請の時期等により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると市長が認める場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。
 - (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (6) 次項及び第5条第3項ただし書に該当する場合を除き、夫婦のいずれもが国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業による補助金を受給（他の自治体での受給を含む。）していないこと。
 - (7) 夫婦のいずれもが市税に滞納がないこと。
 - (8) 夫婦のいずれもが大館市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前年度受給世帯は、前年度の受給額が前年度要綱第5条第1項に規定する補助上限額に達しなかった場合に限り、当該年度の補助金の交付を受けることができるものとする。（補助対象経費等）
- 第4条 新婚世帯及び前年度受給世帯に対する補助金の対象となる経費は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間（以下この条において「支払対象期間」という。）に支払われた住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。ただし、住宅賃借費用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。
- (1) 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住居に、他方がのちに入居した場合 同居開始後（賃貸借契約書や住民票等により、夫婦が婚姻を契機とした同居を開始したと認められる日以後をいう。次号において同じ。）、かつ、支払対象期間に支払った費用を対象とする。
 - (2) 夫婦が婚姻前から同居していた場合 同居開始後又は婚姻後、かつ、支払対象期間に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限る。（補助金の額等）
- 第5条 新婚世帯に対する補助金の額は、当該世帯が現に負担した前条に規定する経費を合計した額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯当たり600,000円、それ以外の場合は300,000円を上限とする。
- 2 前年度受給世帯に対する補助金の額は、前年度要綱第5条第1項に規定する補助上限額から前年度執行予算による交付額を差し引いて得た額を上限とする。
 - 3 補助金の交付は、新婚世帯1世帯につき1回限りとする。ただし、当該世帯が事業期間内に複数回転居し、かつ、転居後も第3条に規定する要件を満たす場合に限り、複数回交付することができる。この場合であっても、同一世帯への補助金の合計額は第1項に定める上限額を超えることができない。
 - 4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。（交付申請）
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金交付申請書（別記様式1。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前年度受給世帯にあっては、次に掲げる書類のうち前年度交付決定に係る関係書類で内容を確認できるものについては、その提出を省略できるものとする。
- (1) 課税（所得）証明書（世帯分。申請日において直近のもの。）

- (2) 住宅手当支給証明書（別記様式2。給与所得者全員分）又は住宅手当支給額が分かる給与明細等の書類（対象者のみ）
- (3) 売買・賃貸借契約書の写し、領収証その他の支出を証明できる文書等
- (4) 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書等世帯の婚姻日が確認できるもの
- (5) 住民票の写し（世帯分）
- (6) 講座受講等に関する申告書兼誓約書（別記様式3）
- (7) 貸与型奨学金年間返済額証明書又は通帳等返済額の確認ができる書類（対象者のみ）
- (8) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分証明書（対象者のみ）
- (9) その他市長が必要と認める書類（市長が必要と認める者のみ）

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合には、内容を審査し、適当であると認めるときは、大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式4）により当該新婚世帯に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条 補助金は、交付決定後速やかに支払うものとする。

（実績報告）

第9条 大館市補助金等の適正に関する規則第9条の規定による実績報告は、第5条の規定による補助金の交付申請があったときに、当該申請によりなされたものとみなす。

（調査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めたときは、補助金を受けた新婚世帯又は前年度受給世帯に対して報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、又は関係機関に対して照会し調査することができる。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた新婚世帯又は前年度受給世帯が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該世帯に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（決裁日：令和8年3月31日）

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係る本要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。